

こども性被害防止法の施行に向けた対応について(チェックリスト)

○システム関係[R8.8.28 こども家庭庁通知(こ支性第108号)]

国通知の記載事項(概要)	時期	事業所における対応	確認欄
①まとめ登録で登録した事業者情報の登録内容の確認・修正依頼			
県へ報告いただいた「まとめ登録」に係る登録内容について、国(こども家庭庁)による確認が行われます。不備等があった場合は、国が業務委託する「こども性暴力防止法照会窓口」からメール(@kodomo-shiro.jp)にて内容の照会や補正指示があります。	8～10月	✓ メールにて照会や補正指示があった場合に必要な対応を行う。 (返信がない場合、国から電話で連絡する場合あり)	☐
②テストメールの配信 ③テストメールが送信エラーとなった場合の問い合わせ対応			
「まとめ登録」にて報告のあったGビズID(プライム)とGビズID(第一管理者)のアドレスに国からテストメールが配信されます。 (テストメール配信元: comamorou.info@cfa.go.jp)	9～10月	✓ 受信できるようメールの設定を事前確認 ✓ テストメールの受信を確認(返信不要) ✓ 11/6までに受信できない場合、国へ連絡 (連絡先: matome2026@cfa.go.jp) ※連絡事項は国通知を参照	☐
④こまもろうシステムに係るログイン情報等のメール通知			
各事業者に対して国からログイン情報等をメールで通知します。	12月中旬	✓ システムにログインして権限を設定 ※マニュアル(素案)を参照(P18～)	☐

こども性被害防止法の施行に向けた対応について(チェックリスト)

○マニュアル関係[R8.8.28 こども家庭庁通知(こ支性第109号)]

資料掲載先:こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/councils/koseibo-jumbi/4cef2a90>

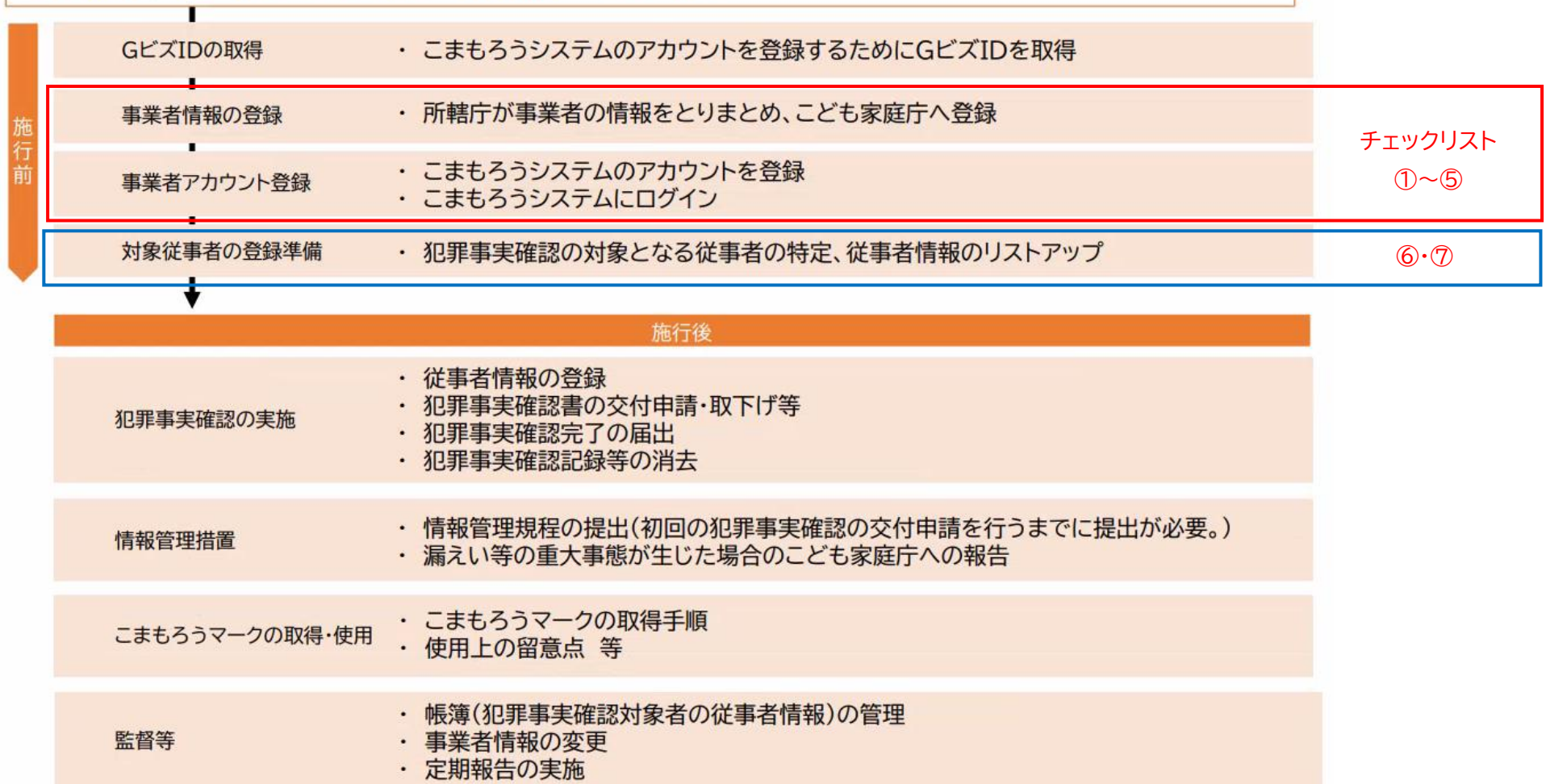
国通知の記載事項(概要)	事業所における対応	確認欄
⑤こまろうシステム 事業者向けマニュアル(素案)		
こども性暴力防止法関連システム(こまろうシステム)において、事業者が行う必要のある手続等(アカウント登録、犯罪事実確認、情報管理措置など)について詳細に示すマニュアル(素案)	✓ 代表者、管理者等は、マニュアル(素案)を参考に、法施行(R8.12.25)までに確認・準備を進めてください。 ✓ 12月中旬に国からメールで通知されたログイン情報をもとにシステムで権限等を設定してください。	☐
⑥犯罪事実確認の対象となる従事者のリスト化		
システムに犯罪事実確認の対象従事者を取り込み、従業者にアカウント登録を依頼するため、リスト化・メールアドレスの取得を準備	✓ 国通知にある「対象従事者のリスト化イメージ」を参考に対象従事者のリスト化を進めてください。	☐
⑦こまろうシステム 従事者向けマニュアル(素案)		
こまろうシステムにおいて、従事者が対応する必要がある手続(アカウント登録、戸籍登録など)について詳細に示すマニュアル(素案)	✓ 対象従事者に対してマニュアル(素案)を周知し、従事者アカウント登録や戸籍情報等の登録に向けた準備を進めてください。	☐

こども性被害防止法の施行に向けた対応について(チェックリスト)

こまもろうシステムにおいて行う手続の全体像（義務事業者の場合）

こどもまんなか
こども家庭庁

- こまもろうシステムにおいて、犯罪事実確認、情報管理措置、定期報告等の手続を統一的に実施。
- 義務事業者における主な手続の全体像は以下のとおり。



犯罪事実確認の交付申請までの具体的な手続

申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪歴がない場合

